

# 令和7年度紙おむつ等配付事業

市民の皆様から寄せられた善意の寄付金「愛の詩基金」の利息を活用し、

**年2回（10月・2月）** ご自宅に紙おむつ等を配付する事業です。

**越谷市在住（※）**で、在宅にて常時紙おむつ等を使用している**非課税世帯**が対象となります。

（※）越谷市に住民登録し、越谷市内に居住していること。



## 1 必要書類について



申請対象世帯	申請に必要な書類
介護保険（要介護1～5）の認定を受けている方	<ul style="list-style-type: none"><li>紙おむつ等配付申請書</li><li>有効期限内の介護保険被保険者証（コピー）</li><li>有効期限内の介護保険居宅サービス利用者負担額減額（免除）認定証（コピー）</li></ul> 〔介護保険居宅サービス利用者負担額減額（免除）認定証をお持ちでない方は、住民票の写し（世帯全員、発行日から3ヶ月以内のもの）、令和7年度市・県民税非課税証明書（世帯全員）の写しが <b>両方必要</b> になります。〕 ※生活保護世帯は、紙おむつ等配付申請書、有効期限内の介護保険被保険者証（コピー）、生活保護受給者証（コピー）
身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方	<ul style="list-style-type: none"><li>紙おむつ等配付申請書</li><li>該当する障害者手帳（コピー）</li><li>住民票の写し（世帯全員、発行日から3ヶ月以内のもの）</li></ul>
療育手帳④またはAの交付を受けている方	<ul style="list-style-type: none"><li>令和7年度市・県民税非課税証明書（世帯全員）の写し</li></ul> ※生活保護世帯は、紙おむつ等配付申請書、該当する障害者手帳（コピー）、生活保護受給者証（コピー）
2歳未満の子どもを養育している方 ※申請時に2歳未満であれば申請可	<ul style="list-style-type: none"><li>紙おむつ等配付申請書</li><li>住民票の写し（世帯全員、発行日から3ヶ月以内のもの）</li><li>令和7年度市・県民税非課税証明書（世帯全員）の写し</li></ul> ※生活保護世帯は、紙おむつ等配付申請書、生活保護受給者証（コピー）

裏面に続きます。

## 2 申込み（原則郵送での申請）



下記の申請期間中に、申請書と必要書類を生活支援課までご提出ください。

申請期間：8月1日（金）から29日（金）まで ※消印有効

年2回（10月・2月）配付 ※2月配付分の申請は不要

申請書等については、7/22（火）本会ホームページ（<https://www.koshigaya-syakyo.com>）からダウンロードしていただくか、申請書等を配架している生活支援課窓口（中央市民会館2階）からお取りください。

※上記期間を過ぎても、2月配付分の受付は令和8年1月15日（木）まで随時行っております。8月中に申請された方は、10月・2月分の2回配付のため申請は不要です。

※入院または入所をされている方は対象外となります。

**対象外**…入所施設、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、有料老人ホーム、グループホーム、ケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅 等

令和7年度の配付限度額は1回の配付につき**5,000円**です。  
配付限度額を超えて注文した場合、超えた額は自己負担となります。  
配送時に現金でお支払いをしていただきます。

9月10日以降、申し込み後に商品を変更する場合は、**配付業者**にご連絡をお願いします。



### <問合せ及び送付先>

社会福祉法人越谷市社会福祉協議会 生活支援課

〒343-0813

越谷市越ヶ谷四丁目1番1号（中央市民会館2階）

Tel 048（966）2251

（月～金曜日／午前8時30分～午後5時15分）

\*土日祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く